

新型コロナウイルス感染症拡大への対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所、自立訓練事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

令和2年4月27日（事務連絡）
芦屋市福祉部障がい福祉課

1 在宅利用の対象者

今般の臨時的な在宅でのサービス提供については、本来通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ない者が対象となるところ、今般の新型コロナウイルスへの対応のため通所が困難な利用者について対象とします。なお、通常を受給者証をお持ちであれば利用者の市役所への改めての支給申請等は不要です。

2 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所、自立訓練事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」（別紙1）により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（〒659-8501 芦屋市精道町7番6号）宛てに届出が必要となります。その際、在宅支援が可能である体制やメニューが整備されていることを確認致しますので、届出書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

※届出の内容に疑義がある場合は、当課より確認させていただく場合があります。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

3 適用日について

原則、**届出の受理日**を適用日とします。

《遡及受付期間》

本事務連絡発出日から令和2年4月30日（郵送着）

※厚生労働省より、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」が通知された令和2年3月9日以降に在宅支援を行っていた場合に限り、最大令和2年3月9日まで遡及適用します。

※令和2年5月1日以降については、届出受理日からの適用とします。

4 サービス提供について

サービス提供に係る要件については、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成30年4月1日障障発0410第1号一部改正）により定められているところですが、本取扱いについては次のとおり緩和します。

- (1) 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確

保されていること。

- (2) 在宅利用者の支援にあたり、1日1回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日1回を超えた対応も行うこと。
- (3) 緊急時の対応ができること。
- (4) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (5) 事業所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- (6) 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- (7) (5)を実施した際に、あわせて(6)の評価等も行われた場合、(6)の実施に置き換えて差し支えない。

5 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり兵庫県国民健康保険団体連合会への請求となります。

なお、在宅支援を行った場合は、以下のとおり報告書を提出してください。

《提出書類》

「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（別紙2）」

《提出期限》

在宅支援を行った月の翌月10日まで

※利用者確認欄の記入及び押印が提出期限に間に合わない場合は、必ずご連絡ください。記入・押印後の提出で差し支えありません。

《提出先》

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（〒659-8501 芦屋市精道町7番6号）

6 その他

- (1) 本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2) 本取扱いの対象者は、芦屋市役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (3) 今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。